令和5年度第1回

評議員会　議案書

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和 5年 9月28日 (木) 18時より |
| 場所 | サロベツマイハート |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事務局 | □宮本純一 | □泉　敬人 |  |
| 評議員 | □田丸和喜 | □矢田政人 | □高田　泉 |
| □笠松順子 | □松永晃市 | □西方清江 |
| □斉藤真由美 | □神田美和子 |  |
| 監事 | □福島　剛 | □水戸部成則 |

(社福)サロベツ福祉会

第1回 評　議　員　会　　次　第

１、開会

2、理事長あいさつ

３、議長選出

|  |  |
| --- | --- |
| 議長 |  |

４、議事録署名人選出

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 議事録署名人 |  |  |

５、議事

　　＜報告事項＞

１、業務執行状況報告

　　＜審議事項＞

１、社会福祉法人サロベツ福祉会 定款の一部変更について

２、社会福祉法人サロベツ福祉会 給与規程の一部変更について

６、その他

７、閉会

議事＜報告事項＞１、業務執行状況報告

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 月　日(曜日) | 項　　　　　　目 | 理事長 | 施設長 |
| 8月7日(月) | 令和5年度　第2回　理事会 | 〇 | 〇 |
| 8月25日(金) | 運営指導 |  | 〇 |
| 8月29日(火) | 第22回　企画室会議 |  | 〇 |
| 9月8日(金) | 職員・利用者 健康診断 | 〇 | 〇 |
| 9月16日 | 豊中 資源回収 協力　(6人参加) | 〇 | 〇 |
| 9月22日(金) | 北海道家庭教育サポート企業等制度　協定締結式 | 〇 | 〇 |
| 9月27日(水) | 第3回　理事会 | 〇 | 〇 |
| 9月28日(木) | 令和5年度 第1回 評議員会 | 〇 | 〇 |
| 10月7日~8日 | 令和5年度 第10回 親睦旅行(旭川市) | 〇 | 〇 |
|  |  |  |  |
| 随時 | 業務打合せ・決裁業務 | 〇 | 〇 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【 特記事項 】

議事＜審議事項＞１、社会福祉法人サロベツ福祉会 定款の一部変更について

第3号様式(第3条関係)

|  |
| --- |
| **社会福祉法人定款変更認可申請書** |
| 申請者 | 主たる事務所の所在地 | 北海道天塩郡豊富町字上ｻﾛﾍﾞﾂ1184番地11 |
| ふりがな名称 | しゃかいふくしほうじんさろべつふくしかい社会福祉法人　サロベツ福祉会 |
| ふりがな代表者の氏名 | りじちょう　みやもと　じゅんいち理 事 長　宮 本 純 一　　　　　㊞ |
| 申請年月日 | 令和5年10月 1日(予定) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 変更前の条文 | 変更後の条文 | 理　由 |
| 社会福祉法人サロベツ福祉会　定款目的及び事業この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。1. 第二種社会福祉事業
2. 障害福祉サービス事業の経営
3. 共同生活援助事業の経営
4. 地域活動支援センターの経営
5. 日中一時支援事業の経営
6. その他法人の目的達成のため

必要な事業 | 社会福祉法人サロベツ福祉会　定款目的及び事業この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。1. 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営(ロ) 共同生活援助事業の経営(ハ) 地域活動支援センターの経営(ニ) 日中一時支援事業の経営(ホ) 有料老人ホームの経営(ヘ) その他法人の目的達成のため必要な事業 | 有料老人ホームの経営を追加 |

8月25日の運営指導において、「有料老人ホーム」について、定款の目的及び事業に「有料老人ホームの経営」を追記するように指導がありましたので、定款の一部修正を行う者です。

今後のスケジュール

　9/27 理事会

　9/28 評議員会

　9/29 振興局へ定款変更申請

　10月上旬　振興局承認後、旭川法務局へ変更登記申請

議事＜審議事項＞２、社会福祉法人サロベツ福祉会職員給与規程の一部変更について

|  |
| --- |
| **北海道労働局では、道内の最低賃金(時給)を、現在の920円から40円引き上げ960円にすると発表した。****適用は10月1日から** |

|  |  |
| --- | --- |
| 基本給の考え方 |  |
| **最低賃金960円×8時間×20日間＝153,600円** |
| ｟間差｠（960－920）×8時間×20日間＝ 6,400円 |
| （前年度）　　 920円×8時間×20日間＝147,200円 |

別表1　初任給基準表

1. 一般職

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 学歴 | 資格有無 | 現行 | 改定後 | 備考 |
| 初任給 | 初任給 |
| 初級職 | 4年生大学卒 |  | 初級24号179,000 | **初級27号185,000** |  |
| 短大卒 | 無 | 初級13号157,000 | **初級16号163,000** |  |
| 有 | 初級16号163,000 | **初級19号169,000** |  |
| 専門学校卒 | 無 | 初級13号157,000 | **初級16号163,000** |  |
| 有 | 初級16号163,000 | **初級19号169,000** |  |
| 高校卒 |  | 初級9号　149,000 | **初級12号 155,000** |  |

　　資格有=介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士等所持者。

|  |
| --- |
| **一律3号棒　６，０００円の引上げといたします。** |

☐承認　　☐不承認

その他

閉会　　【　閉会時間　　　　　　　　】